

入札説明書

公告番号 契電第1号
件名 横浜海上防災基地ほか15箇所で使用する電気

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続き
5. 入札書及び関係書類の提出場所等
6. 入札書等の提出方法
7. 入札の無効
8. 入札の延期等
9. 開札の日時及び場所
10. 開札
11. その他

- 別紙-1 適合証明書
別紙-2 入札適合条件
別紙-3 特定電源割当計画書
様式-1 入札書
様式-2 紙入札方式参加願
様式-3 確認書
様式-4 I Cカード変更承諾申請書
様式-5 入札辞退届
様式-6 期間委任状
様式-7 都度委任状

第三管区海上保安本部の特定調達契約に係わる入札公告（令和7年12月1日付、契電第1号）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第三管区海上保安本部長 赤松 宏樹

2. 調達内容

（1）品目分類番号 26

（2）契約件名及び数量（内訳は、仕様書による。）

横浜海上防災基地ほか15箇所で使用する電気

契約電力 仕様書のとおり

予定使用電力量 仕様書のとおり

（3）調達案件の仕様等 仕様書による。

（4）供給期間 自 令和8年4月 1日 00:00

至 令和9年3月31日 24:00

（5）需要場所 仕様書のとおり

（6）入札説明会 なし

（7）入札方法

① 入札書に記載する金額は、入札者が設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当本部が仕様書で示す契約電力及び予定使用電力量により算出した各月毎の対価の総価（各月毎の計算結果に生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。）を記載すること。また、その根拠となる各単価を記載した内訳書を入札書に添付して提出すること。

② 入札金額の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する

特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- ④ 入札者は、入札説明書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。入札説明書、契約書案等について疑義があるときは、入札書の受領期限までに関係職員の説明を求めることができる。

（8）入札保証金及び契約保証金　　免除

3. 競争参加資格

（1）次の者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（2）令和07・08・09年度　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のA, B, C, D等級に格付けされ、関東・甲信越地域及び東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、指名停止期間中にある者を除く。）なお、競争参加資格を有しない者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先

〒231-8818　神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57

第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係
TEL 045-211-1118 内線2223

- (3) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙-2に示す入札適合条件を満たすこと。また、その条件を満たすことを証明する書類として、別紙-1「適合証明書」別紙-3「特定電源割当計画書」及びその根拠を示す書類を添付すること。

4. 入札参加申込手続き

(1) 申込み方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を提出期限までに提出すること。

- ① 入札参加申込書
 - (ア) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
 - (イ) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）
- ② 令和07・08・09年度 国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。
- ④ 別紙-1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ⑤ 特定電源割当計画書
- ⑥ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款
- ⑦ 予定使用電力量を基にした参考見積書（金額の算出方法は、仕様内容に準ずること）

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムにより入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定並びに保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
----	------------	------------

1	一太郎	Ver10 形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000 形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000 形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDF ファイル 画像ファイル(JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きくて電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える(3 MB を超えるファイル容量) 場合は、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条 第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵送等」という。) により必要な書類一式を送付するものとし、電子調達システムとの分割は認めない。また、郵送等による提出する場合は電子調達システムにより、証明書等として下記の内容を記載した書面を送信すること。

- ① 郵送等する旨の表示
- ② 郵送等する書類の目録
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日

郵送等の締切は(必着。以下同じ。)は、電子調達システムの締切の日時と同一とする。

また郵送等にあっては、郵便書留等の配達の記録が残るものを利用すること。

なお、郵送等された資料を受領し、審査が完了した際は、電子調達システム上で証明書等審査結果通知書の発行を行う。

5. 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL 及び問い合わせ先

- ・調達ポータルサイト
<https://www.p-portal.go.jp/>
- ・ヘルプデスク
TEL 0570-000-683

(2) 紙入札方式による入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 5-7

第三管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係

TEL 045-211-1118 内線2223

仕様書に関する問い合わせ先

〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57

第三管区海上保安本部 経理補給部 補給課

TEL 045-211-1118 内線2253

(3) 証明書等の受領期限

令和8年1月5日 15時00分

(4) 入札書の受領期限

令和8年1月20日 17時00分

6. 入札書等の提出方法

(1) 電子調達システムによる場合

① 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

② 入札書の記載事項

(イ) 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

(ロ) 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する予定総価（税抜）にて入札に付す。

(ハ) 入札書は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証を取得している者であること。）

③ 入札書の提出

(イ) 入札書は、電子調達システムにより、当該入札書受領期限までに到達するよう提出しなければならない。

(ロ) 電子調達を利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から期間を定めて入札・見積権限及び契約権限について委任する期間委任又は、個別案件に関する入札・見積権限及び契約権限について委任する都度委任により委任をうけた者（以下「受任者」という。）のICカードに限る。

なお、受任者による電子調達の利用は、以下の基準により都度委任又は期間委任が電子調達システムで設定された場合に限り認めるものとする。

④ 委任状について

(イ) 設定の方法

各府省毎に電子調達システムで設定を行うものとする。

(ロ) 設定期間

委任の設定は、参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに設定するものとする。入札手続途中における提出は認めない。

(ハ) 委任の内容

a 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

b 復代理人

復代理人は認めない。

c 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のＩＣカードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての府省に期間委任状の再設定を行うものとする。

d 個別案件の設定

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件の設定を行うものとする。

(2)紙入札による場合

①入札書の様式は、様式－1による。

②入札書記載事項

(イ) 入札書の品（件）名欄には、定められた件名を記載するものとする。

(ロ) 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価（税抜き）にて入札に付す。

(ハ) 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

(ニ) 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の役職、氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。

(ホ) 受任者（以下「代理人」という。）による入札に付す場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長）〇〇 〇〇 代理

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

海保株式会社 東京支店（又は〇〇部）

支店長（又は〇〇部長）〇〇 〇〇 印

③紙による入札書等の提出

(イ) 入札書は、当該入札書受領期限までに提出場所において直接提出しなければならない。

(ロ) 入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇年〇月〇日開札〔契約件名〕の入札書在中」朱書しなければならない。

なお、代理人による入札は、委任状が下記⑥の基準により提出された場合に限り認めるものとする。

④郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、当該入札等日時又は入札公告又は公示した期限までに到達するように提出しなければならない。

⑤入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

⑥委任状について

(イ) 提出の相手方

発注者（支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長）あて提出するものとする。

(ロ) 提出時期

参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに提出するものとする。入札手続途中における提出は認めない。

(ハ) 委任状の内容

a 権限

上記、電子調達による場合と同様。

b 復代理人

復代理人は認めない。

c 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

委任期間内に代表者又は代理人の変更があった場合には変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての発注期間に書面により届け出るものとする。

d 個別案件名の記載

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件名の記載を行うものとする。

(二) 提出方法

委任状は、記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

7. 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状が提出されていない代理人のした入札。
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札。
- (3) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札。
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (8) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札。
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札。
- (10) 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第三管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
- (11) 2回目以降の入札書の提出において、1回目の最低入札価格を上回る価格が記載された入札書は無効とする。
- (12) 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には、当該電子入札参加者の入札は無効とする。

8. 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはこれを取り止めことがある。

9. 開札の日時及び場所

令和8年1月21日 11時00分
〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57
第三管区海上保安本部 入札室

10. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行ったものがある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

11. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - (イ) 同価格の入札をした者が電子調達事業者のみの場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

- (ロ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (ハ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合、その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になるので、電子入札事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は「紙入札方式参加願（様式 2）」に記載するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から 7 日以内に、その旨を落札者とされなかった入札者に対して適宜の方法において通知する。

(4) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

- ① 天災
- ② 広域・地域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(5) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定

した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、電気需給約款の内容をふまえ遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

支払い方法等詳細は別途契約書（案）に定めるものとする。

(8) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受理した書類は、返却しない。
- ④ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(9) 異議の申立て

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 電力量等について

- ① 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中 100 パーセントを保持する予定
- ② 各月の電気料金の算定方法
基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整及び市場価格調整を行う場合は、関東管内及び中部管内の一般送配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとし、これによりがたい場合は協議する。

(11) 本契約は令和 8 年度予算成立を条件とする。